

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年10月 9日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	コントロール建屋盤搬入装置において、ハッチカバーの蝶番に破損が認められたため、当該ハッチカバーを点検・修理。	対象外	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)機関シリンダー(No. 8)排気弁(No. 15)において、弁箱の冷却水継手Oリング嵌め合い部に腐食が認められたため、当該排気弁箱を交換。	GⅢ	
3	2号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)において、入口弁及び出口弁シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
4	3号機	非常用ディーゼル発電設備(B)発電機界磁電圧計において、指示値不良(指示針スティック及び前回運転時の値と相違有り)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器加熱蒸気配管入口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	